

特定外来生物の 拡大を防ぐために



しあわせ信州

特定外来生物とは…？

もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって、他の地域からもちこまれた生物（外来生物）のうち、地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりするものを法律※により『特定外来生物』として指定しています。

特定外来生物は、被害を防ぐため、飼養・栽培・保管・運搬・譲渡等は原則禁止されています。

※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）



アライグマ



カミツキガメ



オオクチバス



アレチウリ



オオキンケイギク



オオハンゴンソウ

私たちにできること

外来生物の中には、繁殖力が強く、あっという間に増えてしまう種類があり、いったん広がってしまった外来生物を駆除するには、たくさんの労力や時間、またお金もかかります。

このため、外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」の3原則を守ることが重要です。

外来生物被害予防三原則

- 1 **入れない** ～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに入れない
- 2 **捨てない** ～飼っている外来生物を自然のなかに捨てない
- 3 **拡げない** ～自然のなかにいる外来生物は他の地域に拡げない

特定外来生物（148 種）のうち、長野県内では以下の 23 種が確認されています。（2018 年 4 月末現在）

哺乳類	アライグマ、アメリカミンク			甲殻類	ウチダザリガニ
鳥 類	ガビチョウ、ソウシチョウ、 カオグロガビチョウ、カナダガン※ ¹			昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ、 アカボシゴマダラ、アカカミアリ※ ²
爬虫類	カミツキガメ	両生類	ウシガエル	植 物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、 オオカワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ、 アゾラ・クリスタータ
魚 類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、 オオクチバス、ガー科魚類				

※1 カナダガンは県内で根絶している

※2 アカカミアリは 2018/4/14 に住宅内で確認された1個体のみ

どんな問題がおきているの？

外来生物はどのような問題を起こしているのでしょうか？

生態系への影響

地域の生態系は、長い歴史をへてそれぞれの場所に合った自然のバランスにより成り立っています。そこに外来生物が侵入すると、捕食や交雑等によって、在来の生き物の減少や絶滅、地域の植生等のバランスがくずれるなどの影響があります。



ウチダザリガニ



アレチウリ



オオカワヂシャ

農林水産業への影響

外来生物のなかには、生態系だけではなく、畑の野菜や果物を食べたり、漁業の対象となる生き物を捕食したりして、人々に迷惑をかけるものもあります。



アメリカミンク



ブラックバス（コクチバス）



ブルーギル



外来生物法により、生きたままの運搬、飼育、保管等は禁じられています。

また、長野県内水面漁場管理委員会の指示により、長野県内の公共用水面では、ブラックバス等の再放流が禁止されています。（ただし、野尻湖では平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間、再放流できることとなっています。）

人の生命・身体への影響

かまれたり、毒を持っているものに刺されたりする危険や花粉症の原因となることがあります。



カミツキガメ

写真は未成熟の個体であり、成熟すると白い斑紋は消えます



毒をもつ雌の体長は、約 0.7～1 cm

背面に
赤色の
縦条

長野県内では未確認（2018 年 4 月末現在）ですが、近県で確認されています。

セアカゴケグモ

特定外来生物は…

【環境省パンフレットより転記】



飼育・栽培



運搬



保管



輸入



野外に
放つ・植える・蒔く



許可を持っていない者に
譲渡・引渡

が原則禁止されています。 ※以上の項目に違反した場合、最高で個人の場合は3年以下の懲役もしくは、300万円以下の罰金が科されます。法人の場合は1億円以下です。

生息拡大が危惧されている特定外来生物

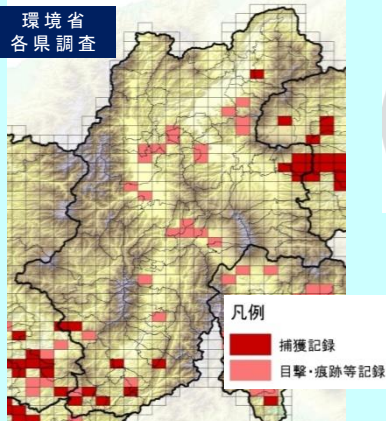
アライグマ



アライグマは過去のテレビアニメの影響等からペットとして国内に持ち込まれましたが、飼育が難しいなどの理由で野外に放たれたものが野生化し、各地で問題となっています。雑食で繁殖力も強く、次のような問題が起きています。



環境省
各県調査

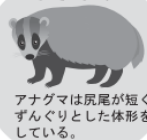


長野県におけるアライグマの生息状況 (2012)

似ている動物たち
タヌキ



アナグマ



見分けられるかな？

Step1!

アライグマの
ことを知ろう！



アライグマによる被害を防ぐためには、アライグマの
ことや被害の実態をよく知
ることが第一歩です。

アライグマによる
被害を防ぐための
3つのステップ！

Step2!

みつけよう！



対策を立てるには、まずアラ
イグマの存在にいち早く気付
くこと！

Step3!

防除しよう！



「防ぐ」+「除く」の
両面から対応が必要
です。
廃棄する農作物にも
注意！

ウチダザリガニ



見分けポイント

“はさみ”の模様

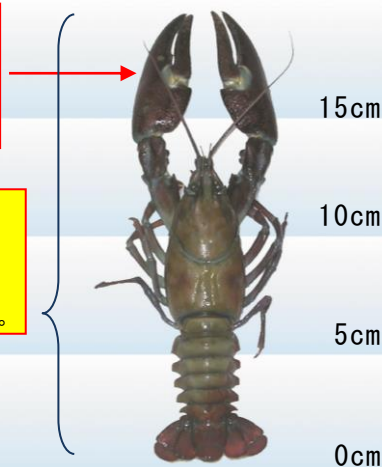
ウチダザリガニにははさみの
付け根部分に白い模様がある。

見分けポイント

“成体（大人）”の大きさ

ウチダザリガニは
15 cm 以上になることもある。

北アメリカ原産。体長が 15cm を超える大型のザリガニで、ハサミ
部分に白い模様が見られます。繁殖能力が強く、魚類、底生生物、
水草などの捕食や水草を切断し減少させる等の被害があります。
ヨーロッパでは高級食材として食べられています。



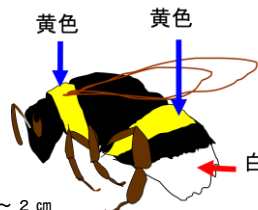
セイヨウオオマルハナバチ

ヨーロッパ原産。作物の授粉用として、決められた野外逸出防止対策をとった施設内での適切な管理のも
とで飼育されています。2017 年までの時点で、長野県下において野生化した個体群は確認されていません
が、野生化が進むと高山や高原のお花畑にも影響が及ぶおそれがあります。生態系への被害として在来
のマルハナバチを圧迫する、寄生生物をもちこむ、植物の正常な受粉をさまたげるなどのおそれがあります。



セイヨウオオマルハナバチ

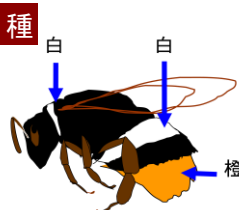
外来種



体長 1 ~ 2 cm

セイヨウオオマルハナバチ

在来種



オオマルハナバチ



トラマルハナバチ

生育が拡大しており、駆除についてご協力をお願いする特定外来生物



オオキンケイギク

過去に園芸用や緑化用に流通した経過があり、河川敷や道路に大群落をつくっています。



オオハンゴンソウ

繁茂した地域では在来植生への影響が懸念されています。
過去に園芸種としてルドベキア、ハナガサギクという名で流通しました。



オオカワデシャ

在来種のカワデシャ(準絶滅危惧種)と交配して雑種を形成するため、遺伝的かく乱を生じています。

これらの植物の駆除方法は抜き取りが効果的です。

特定外来生物において該当する範囲は、原則として生きている「個体」を指します。

除草等により「茎」と「根」が分断された状態になると、「個体」ではなく「器官」に相当します。

一部の植物の「器官」については、下表のように法の適用範囲に指定されている場合と、指定されていない場合がありますのでご注意ください。

・ 法の適用外となる器官の例

(いずれも種子の付いていない状態のもの)

切花状態のオオキンケイギク, オオハンゴンソウ, オオカワデシャ
アレチウリの引き抜いた個体

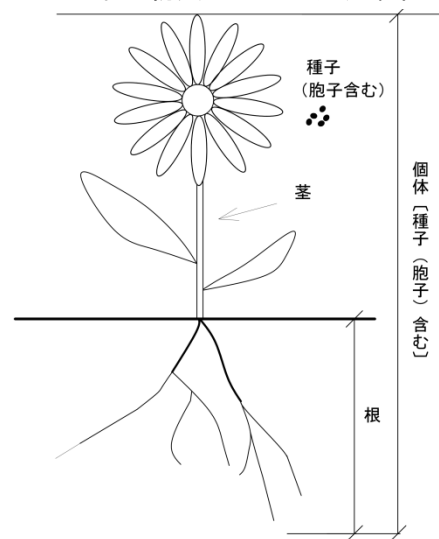
表 外来生物法の適用範囲

種名	形態	種子等	根	茎
オオキンケイギク	多年生草本	適用	適用	—
オオハンゴンソウ	多年生草本	適用	適用	—
オオカワデシャ	一年～多年生草本	適用	適用	—
アレチウリ	一年生草本	適用	—	—

— : 外来生物法の対象外

(参考イメージ)

外来生物法における適用範囲



【目撃情報シート】 早期発見が必要な次の特定外来生物を目撃した場合は情報提供をお願いします。(写真もあればお送りください)
(メール送信先) 長野県 環境部 自然保護課メールアドレス shizenhogo@pref.nagano.lg.jp (FAX 送信先) 026-235-7498

目撃種 アライグマ ウチダザリガニ セイヨウオオマルハナバチ ○をしてください

記入者氏名

記入者連絡先 (電話番号など)

目撃した日時 (時刻 又は 夕方等もご記入ください) 年 月 日

場所 (なるべく具体的にご記入ください) 市 町村

状況等 (アライグマのシマシマの尻尾を見た、白い腹をもったセイヨウオオマルハナバチを○○の花で確認したなど。また分かれば目撃数も教えてください)

分布が拡大しており、駆除についてご協力をお願いする特定外来生物

アレチウリを駆除しましょう！



繁茂しているアレチウリ



アレチウリの芽生え



花の咲いているアレチウリ

アレチウリは、その場所にもともと生えていた植物に覆い被さって枯らしたり、弱らせたりしてしまいます。そうすると、その植物を利用している昆虫や動物などにも影響が出る可能性があります。

クズの葉



〈見分け方〉

- ・アレチウリには白毛やトゲが多いが、クズには茶褐色の毛がつく。
- ・クズの葉は、3小葉からなる。



アレチウリの果実のかたまり

アレチウリとは

北米原産。ウリ科の一年生草本。生育速度が非常に速いつる性植物で、長いものでは10m以上にもなります。果実には硬いトゲをつけます。

アレチウリの一生

アレチウリは、5月頃から10月頃まで芽生えの時期があります。
花は、8月下旬頃から咲き始め、10月まで続きます。
9月下旬には果実が熟し始め、種子をつけ、冬には枯れてしまいます。
種子のほとんどが、翌年に発芽しますが、土の中に眠っていて翌々年以降発芽する種子もあります。

アレチウリの駆除(抜き取り)のポイント

- 種子をつける前に抜き取る。
- できるだけ小さいうちに抜き取る。
- 1年に数回抜き取る。(6月中旬、7月下旬、9月上旬など)
- アレチウリが現れなくなるまで数年間続ける。

生態系被害防止外来種リスト

(正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)

2010年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的として、環境省と農林水産省により2015年3月に作成。リストには、計429種類(動物229種類、植物200種類)が掲載。

※本リストの策定により要注意外来生物は発展的に解消されました。

■幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定

- 侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定
- 外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、同法の規制対象以外の外来種も幅広く選定
- 国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種も対象

■掲載種を対策の方向性を示すカテゴリに区分

- 定着予防外来種(国内に未定着のもの) 101種
 - ・侵入予防外来種(ジャワマンガース、ヒアリ(アカヒアリ)など)
 - ・その他の定着予防外来種(外国産カブトムシ・クワガタムシなど)
- 総合対策外来種(国内に定着が確認されているもの) 310種
 - ・緊急対策外来種(アライグマ、オオクチバス、ウチダザリガニ、アレチウリ、オオキンケイギクなど)
 - ・重点対策外来種(アメリカミンク、ガビチョウ、ウシガエル、オオブタクサ、ホテイアオイなど)
 - ・その他の総合対策外来種(カワマス、グッピー、タイワンシジミ、ヒメジョオンなど)
- 産業管理外来種(産業又は公益的役割において重要で、代替性がないもの) 18種
 - ・セイヨウオオマルハナバチ、ニジマス、ハリエンジュ、モウソウチクなどの竹類など

■掲載種は種類ごとに付加情報を整理

- ・選定理由及び侵略性の評価
- ・定着段階と定着段階ごとの対応目標
- ・日本における分布状況
- ・植物には、特に問題となる地域・環境
- ・利用されている種類には、利用状況及び利用上の留意事項等

※「生態系被害防止外来種リスト」(環境省) (<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>) を加工して作成

◇クワガタムシやカブトムシの仲間(国内産も含めて)は野外に放さないで、最後まで飼育しましょう。

長野県環境部	2013年3月作成(2018年4月最終改訂)	(写真提供:環境省、長野県環境保全研究所)
自然保護課	TEL 026-235-7178	水大気環境課 TEL 026-235-7176
	FAX 026-235-7498	FAX 026-235-7366
	E-mail shizenhogo@pref.nagano.lg.jp	E-mail mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

外来生物についての詳細は下記ホームページをご覧ください。

長野県ホームページ 「外来生物について」 <http://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/gairai.html>

「アレチウリ駆除大作戦」 <http://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/mizukankyo/arechiuri/index.html>

環境省ホームページ 「日本の外来種対策」 <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

※複製・転載する場合は長野県の許諾を得てください。